



賀 正

本年も何卒よろしく
お願い申し上げます

一般財団法人 北海道社会保険協会

会 長

土 田 拓

日本年金機構 札幌西地域代表年金事務所

所 長

長谷川 直樹

全国健康保険協会 北海道支部

支 部 長

米 谷 好 晴

ダイヤモンドダスト
舞う道 上富良野町

年頭のいあい

一般財団法人北海道社会保険協会
会 長 土 田 拓

新年あけましておめでとございます。
会員の皆様には、お健やかに新しい年をお迎えの
こととお慶び申し上げます。

旧年中は、関係者皆様のご理解とご協力を賜り、
社会保険制度の周知広報をはじめとした当協会の各
事業が円滑に実施することができましたことに厚く
御礼申し上げます。

昨年日本では、年明けの能登半島地震にはじま
り、各地で豪雨の災害などがありました。

また、海外においては、軍事衝突が起こるなど不
穏な状況が続いています。アメリカやヨーロッパで
はインフレにより金融政策が引き締められ、円安が
進み輸入製品を中心に物価が上昇し、家計を圧迫し
ました。

世界の景気が安定しない中、皆様におかれまして
も大変苦労された1年ではなかったかと思えます。

さて、急速な少子高齢化社会のもと、豊かな老後
のため安心できる年金制度や医療保険制度等に対す
る期待とともに、その関心は益々高まっています。

このような情勢のもと、当協会といたしまして
は、広報紙「社会保険ほかいど」の発行及び
「社会保険事務講習会」「労働保険事務講習会」の開
催による社会保険制度等に係る知識の習得、「年金
とライフセミナー」「女性のための年金＆ライ
フプランセミナー」の開催による年金と生活設計の
アドバイス、「健康づくりDVD」の貸し出し、各
種社会保険参考図書への配付等を実施してまいりま
した。

本年も日本年金機構、全国健康保険協会等関係機
関と緊密な連携を図りながら事業を更に推進し、会
員の皆様にお役に立てるよう努めてまいります。

引き続き一層のご支援とご協力を賜りますようお
願い申し上げます。

結びに、今年も皆様方の益々のご活躍とご多幸を
心から祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさせて
いただきます。

賞与支払届の提出はお済みですか？

「賞与支払届」記載時の注意事項

- ①事業所整理記号は必ず記入してください。不明な場合は領収済通知書等で確認いただき、空欄で提出することのないようお願いいたします。
- ②賞与支払届を複数枚同時に提出する場合、2枚目以降も賞与支払年月日の記入が必要になります。記入がない場合は、届書をお返しさせていただくことになりますのでご注意ください。
- ③同一月内に2回以上賞与の支払いを行う場合は、その月の最後に賞与を支払った日を賞与支払年月日とし、その日から5日以内にこれらの賞与額を合計して届け出ます。
- ④日本年金機構から送付した、被保険者情報が印字された届書を使用する場合、賞与の支給がなかった方の欄には斜線を引きます。

様式コード
2 2 6 5

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者賞与支払届

70歳以上被用者賞与支払届



令和 6 年 6 月 30 日提出

事業所整理記号: 00-イロハ

事業所所在地: 〒168-8500 東京都杉並区高井戸3-

事業所名称: 株式会社 健保産業

事業主氏名: 代表取締役社長 健保 良一

電話番号: 03

社会保険労務士記載欄

氏名等

受付印

①必ず事業所整理番号を記入してください。

②複数枚の届出をする際、2枚目以降も記入が必要です。

③同一月内に2回以上賞与を支給する際は合計して届出します。

④賞与の支払いがなかった方は、該当者欄に斜線を引きます。

項目	① 被保険者整理番号	② 賞与支払年月日	③ 生年月日	④ 個人番号 (基礎年金番号)
1	00-イロハ	令和 06年 06月 30日	5-351205	50,000円
2	00-イロハ	令和 06年 06月 30日	5-420618	0円

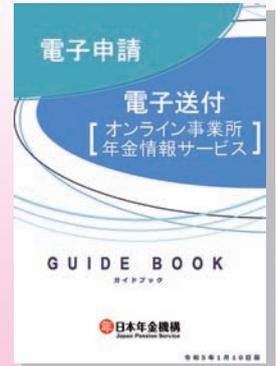
社会保険の手続きは電子申請が便利です

「被保険者賞与支払届」を含む社会保険（健康保険・厚生年金保険）のお手続きは、電子申請でご提出いただくことにより、以下のメリットがあります。

- ・紙での申請よりも早く処理がされます。
- ・郵送料のコストを削減することができます。
- ・24時間どこからでも申請が可能です。

現在、主要な届書（注1）の電子申請割合は約7割となっており、多くの事業主・社会保険事務担当の皆さまに電子申請を利用いただいております。まだ利用されていない方は、日本年金機構のホームページより、電子申請ガイドブックをダウンロードしてご活用ください。

（注1）資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者（異動）届・国民年金第3号被保険者関係届



日本年金機構ホームページ

年金制度概要や届書様式等を、日本年金機構ホームページに掲載しています。右のURLまたは二次元コードよりご確認ください。



<https://www.nenkin.go.jp>

あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で

ねんきんネットでは、年金記録の確認や年金見込額の試算・国民年金保険料の納付に関する手続き等ができます！

これまでの年金記録の確認や、将来の年金見込額の試算ができる

- ご自身の国民年金の記録や、お勤めになられた会社の履歴、標準報酬月額等が確認できます。
- 働きながら年金を受け取る場合や、年金の受給開始を遅らせる場合など、さまざまな条件に合わせた年金見込額の試算ができます。
- 持ち主のわからない年金記録も検索できます。（亡くなられた方の記録も含まます）

国民年金保険料の納付に関する手続きができる

- マイナポータルからログインすると、国民年金保険料を口座振替により納付するための手続き等ができます。
- 納め忘れた・期限間近の国民年金保険料について、インターネットバンキングや金融機関等のATMを利用し、納付書がなくてもPay-easy（ペイジー）納付することができます。

ねんきんネットの操作にお困りの場合

※マイナポータルに関する内容については、マイナポータルの「よくあるご質問」を参照してください。

■詳しくは「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



0570-058-555

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144

受付時間

月曜日 : 午前8時30分～午後7時00分
火曜日～金曜日 : 午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日 : 午前9時30分～午後4時00分

※休日、祝日（第2土曜日は除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

インセンティブ制度 令和5年度実績について

インセンティブ制度とは？

加入者・事業主の皆様の取組を保険料率に反映させる制度です。5つの指標に基づき47都道府県支部を順位づけし、上位15支部は保険料率が引き下げられます。反映されるのは、取組年度から2年後の保険料率であり、令和5年度の結果は令和7年度の保険料率に反映されます。この度、令和5年度の数値に基づいた北海道支部の実績（確定値）が出ましたのでお知らせいたします。

5つの指標と北海道支部の順位（令和5年度）

特定健診等の実施率	特定保健指導の実施率	特定保健指導対象者の減少率	医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率	後発医薬品の使用割合
				
6位	30位	43位	26位	24位

令和5年度結果について

令和5年度北海道支部の総合順位は**38位**だったので、保険料率の引き下げはありません。個別の指標では、特定保健指導に関する指標が低い結果でした。特定保健指導とは、健診の結果、生活習慣の改善が必要と判明した方に保健師や管理栄養士等が行う健康サポートです。皆様の健康づくりの取組が、健康維持と医療費の伸びを抑えることにつながります。以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

加入者・事業主の皆様をお願いしたい取組

- 35歳以上の被保険者（ご本人）様は、協会けんぽの生活習慣病予防健診をご利用ください。
- 生活習慣病予防健診を利用せず、労働安全衛生法に基づく定期健診（事業者健診）を実施されている事業主様は、健診結果を協会けんぽにご提供ください。
- 事業所に届いた特定保健指導の案内を事業主様から対象の方に確実にお渡しいただき、積極的に利用を呼びかけてください。
- 特定保健指導を受ける方は、3～6ヶ月のプログラムに最後まで取り組んでください。
- 健診の結果、医療機関への受診が必要と判明したら、早期に医療機関へ受診してください。



資格情報のお知らせを配付願います

令和6年12月2日からマイナ保険証を基本とした仕組みへ移行しました。このため、全ての加入者様に安心してマイナ保険証をご利用いただくとともに、加入者様ご自身の健康保険の資格情報を簡易に把握して、健康保険の諸手続きを行っていただくため、「資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバー下4桁）」を送付します。送付時期は令和7年1月下旬から2月上旬の予定です。

事業主様におかれましては、従業員様への配付にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

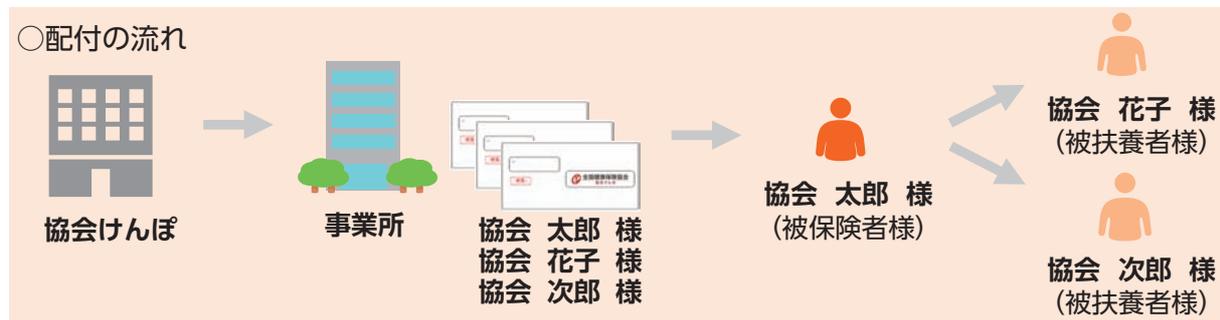
対象者

令和6年6月10日から令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、令和6年12月6日時点で健康保険に加入されている方が対象です。

配付方法

被保険者（ご本人）様分と被扶養者（ご家族）様分をあわせて従業員（ご本人）様に配付をお願いいたします。

○配付の流れ



LINE公式アカウントを開設しました

協会けんぽ北海道支部では、LINEの公式アカウントを開設し、健康づくりに役立つ情報等を配信しています！被保険者（ご本人）様だけでなく、被扶養者（ご家族）様にもご覧いただきたい内容です。LINEのアカウントをお持ちの方は、友だち追加をお願いいたします！

二次元コードから追加

LINEアプリ内

「ホーム」 > 「友だち追加」 > 「QRコード」



ID検索から追加

LINEアプリ内

「ホーム」 > 「友だち追加」 > 「検索」

ID @kenpo_hokkaido

健康保険の給付や任意継続等に関する手続き、健診に関するお問い合わせは



全国健康保険協会 北海道支部

協会けんぽ

北海道支部ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hokkaido/>



働く人の

ライフ&マネープラン

働くときの「在職老齢年金」

年金を受け取りながら厚生年金の被保険者となって働く場合、その収入と年金額に応じて老齢厚生年金の一部または全額が停止される仕組みが「在職老齢年金」です。

2024年4月からこの年金が減らされる基準が緩和されましたが、“働き損”ともいわれるこの制度のさらなる緩和策を厚生労働省で検討しています。

ファイナンシャルプランナー
須藤臣（すどう とみ）

銀行、不動産会社の勤務を経て、1996年からファイナンシャルプランナーとして、講演や相談業務、原稿執筆など多方面で活動中。宅地建物取引士



「投資の超基本」「わかるマンガ マイホームを買いきたい!」(朝日新聞出版)、「Onlyoneの家づくり」(北海道新聞社)、「生命保険見直しガイド」(日本実業出版) など著書・監修が多数

在職老齢年金の仕組み

在職老齢年金の計算は、①総報酬月額相当額（手当含む給与+直近1年間の賞与の12分の1）

※1と、②基本月額（老齢厚生年金の報酬比例部分の月額）※2の合計額が50万を超えると、超過額の半分の額が老齢厚生年金から差し引かれる月額となります。

70歳以上になると厚生年金に加入できませんが、厚生年金の加入要件に当てはまる働き方をする場合には、同様の計算で年金停止が行われます。ただし、自営業や企業等から仕事を請け負う「業務委託」、出勤が月に数日などの非常勤の役員

や顧問などは在職老齢年金が適用されないので、年金停止にはなりません。

在職老齢年金で年金停止になるのは老齢厚生年金です。老齢基礎年金は給与に関係なく支給され、65歳未満の一定の配偶者がいる場合の「加給年金」も、老齢厚生年金が一部でも支給されていれば全額支給されます。なお、在職老齢年金の年金調整は、勤務先から年金事務所へ届け出される報酬などにより計算されます。本人が手続きを行う必要はありません。

年金停止基準が緩和されると

在職老齢年金は年金受給者の「50万円の壁」となっており、働く意欲を削ぐことにもなっているでしょう。この年金停止の基準額50万円を、62万円、71万円、廃止といった改正を検討しています。

現行制度では、老齢厚生年金額が120万円の場合、おおよその年収が480万円を超えると年金の一部停止が始まります。仮に年金停止基準額を62万円で試算すると、年金の一部停止が始まる年収は625万円程度に緩和されます。年金を受け取りながら働く人は、今後どのように年金停止基準が見直されるのか注目しておきましょう。

在職老齢年金による老齢厚生年金の調整イメージ

年収	老齢厚生年金の年額 () 内は年金停止基準額62万円の場合			
	80万円	100万円	120万円	150万円
400万円	80万円	100万円	120万円	150万円
500万円	80万円	100万円	約110万円 (120万円)	約125万円 (150万円)
600万円	約40万円 (80万円)	約50万円 (100万円)	120万円 (120万円)	約75万円 (約147万円)
700万円	0 (約62万円)	0 (約72万円)	約10万円 (約82万円)	約25万円 (約97万円)
800万円	0 (約12万円)	0 (約22万円)	0 (約32万円)	0 (約47万円)

※1 実際の計算では、給与は「標準報酬月額」に、賞与は「標準賞与額」にそれぞれ置き換えます

※2 加給年金や経過的加算を除きます